

公 告

「千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託」のプロポーザル参加者を下記のとおり募集します。

令和5年11月6日

千曲市長 小川 修一

記

1 業務名概要

- (1) 業務名 千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託
- (2) 業務箇所 千曲市大字磯部 1406 番地 1 (戸倉体育館敷地内)
- (3) 事業期間 契約締結日から令和7年8月31日まで
- (4) 提案上限額 55,000,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 入札公告から契約締結の日までの期間に千曲市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱の規定による入札参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 参加表明書提出期限までに千曲市物品購入等入札参加資格名簿「大分類 その他の業務/中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務/中分類 行政計画策定」の業種において登録がある者であること。

【事業者が単独で参加する場合】

参加表明書提出期限までに千曲市物品購入等入札参加資格名簿「大分類 その他の業務/中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務/中分類 行政計画策定」の業種において登録のある者であること。

なお、登録者でない者においては、参加表明書提出期限までに「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録するものとする。

【事業者が共同企業体（JV）で参加する場合】

以下の（ア）～（エ）をすべて満たす者。

（ア）共同企業体（JV）として参加する事業者すべてが参加表明書提出期限までに物品購入等入札参加資格名簿に登録のある者。

なお、登録者でない者においては、参加表明書提出期限までに「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」又は「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録するものとする。

（イ）構成員数は2者とする。

（ウ）構成員のすべてが「2 参加資格要件」の（1）～（5）までを満たしていること

（エ）各構成員の出資比率はそれぞれ30%以上とする。ただし、代表構成員は50%超とする。

（7）千曲市内で行うプレゼンテーションに参加できる者であること。

（8）過去10年間に於いて、地方公共団体から受託した運動施設における同種業務の実績を有していること。

なお、共同企業体（JV）における実績は代表構成員が同種業務の実績を有していること。

運動施設：

体育館、野球場、陸上競技場、プールなどの運動（レクリエーション等含む）を行うための施設

同種業務：

上記運動施設をPPP/PFI事業（DBO方式など含む）にて実施した事例のアドバイザー業務

（9）総括責任者は、（8）に挙げた同種業務について、総括責任者（管理技術者、主任担当者などの業務の責任者）の実績を有しており、直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。

（10）照査担当者は過去10年間に於いて、地方公共団体から受託した運動施設における同種業務について総括責任者又は照査担当者（同種業務における業務の責任者又は照査の担当者）の実績を有しており、直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある社員であること。

※総括責任者は契約の履行にあたり、業務の管理及び業務の総括を行う。照査担当者は、成果物の内容について照査を行う。

（11）主となる担当者

技術分野の担当者として一級建築士の資格を有する者を1名以上配置すること。なお、再委託先による担当者の配置も可能とする。

（12）本事業の受託者（再委託を受けた者を含む）及びこの者と資本・人事面において関連があると認められた者は、新戸倉体育館建設事業（以下「本事業」という。）がPFI法第7条に基づく特定事業として選定された場合、同法第8条に定める民間事業者の選定へ応募または参画すること、応募又は参画しようとする民間事業者の本事業に関するコンサルタント等となることをいづれも認めない。（「資本面において関連があると認められた者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

3 参加表明書の提出等

プロポーザルの参加者は、以下の要領で参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年11月6日から令和5年11月24日午後5時まで
(ただし、午前8時30分から午後5時までとする。)
- (2) 提出先 千曲市教育委員会 スポーツ振興課 (戸倉体育館内)
- (3) 提出方法 原則、直接持参により提出すること。
なお、郵送の場合は事前に事務局へ連絡の上、簡易書留等の郵送状況が把握できる状態とし、提出期間内に事務局までに到着したもののみ有効とする。
- (4) 提出書類 別紙「千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託実施要領」6 参加に係る書類等の提出のとおり。
- (5) 参加表明者結果通知 電子メールにより通知する。

4 質問・回答

- (1) 参加表明に関する事項
質問期間：令和5年11月6日から令和5年11月14日午後5時まで
回答：令和5年11月17日午後5時までに千曲市ホームページに掲載。
- (2) 企画提案書に関する事項
質問期間：令和5年12月1日から令和5年12月11日午後5時まで
回答：令和5年12月15日午後5時までに千曲市ホームページに掲載。
- (3) 質問方法
別紙「様式第1号 質問書」によりメールにて下記まで送信すること。
千曲市教育委員会 スポーツ振興課 メール spo@city.chikuma.lg.jp

5 企画提案書の提出について

- (1) 提出期間 令和5年12月1日から令和5年12月25日午後5時まで
(ただし、午前8時30分から午後5時までとする。)
- (2) 提出先 千曲市教育委員会 スポーツ振興課 (戸倉体育館内)
- (3) 提出方法 原則、直接持参により提出すること。なお、郵送の場合は事前に事務局へ連絡の上、簡易書留等郵送状況が把握できる状態とし、提出期間内に事務局までに到着したもののみ有効とする。
- (4) 提出書類 別紙「千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託実施要領」7 企画提案書作成要領のとおり。

6 プレゼンテーションについて

別紙「千曲市新戸倉体育館建設支援アドバイザー業務委託実施要領」11 審査方法、審査基準のとおり。

7 問い合わせ先

千曲市教育委員会 スポーツ振興課 施設整備係

住所：〒389-0806 長野県千曲市大字磯部 1406 番地 1（戸倉体育館内）

電話：026-276-1731（戸倉体育館内）

メール：spo@city.chikuma.lg.jp

※スポーツ振興課は千曲市役所内ではなく、戸倉体育館の建物内に事務所があります。